

証券ジャパンの約款・規程集（対面取引（IFAを含む。）） 新旧対照表

令和3年9月24日  
株式会社証券ジャパン

このたび、2020年6月5日付「金融商品の販売等に関する法律」の改正により、法律名が「金融サービスの提供に関する法律」に改称され、2021年11月1日に施行されることから、証券ジャパンの約款・規程集（対面取引（IFAを含む。））を一部改訂いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

1. 約款・規程集において「金融商品の販売等に係る勧誘方針」及び「金融商品の販売等に係る重要事項のご説明」を一部改正します。
2. 本改正は令和3年11月1日の適用といたします。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

u003c/divu003e

新	旧
金融商品の販売等に係る勧誘方針	金融商品の販売等に係る勧誘方針
<p>当社は、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p>	<p>当社は、<u>金融商品販売法第9条</u>に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p>
金融商品の販売等に係る重要事項のご説明	金融商品の販売等に係る重要事項のご説明
<p>「<u>金融サービスの提供に関する法律</u>」(<u>金融サービス提供法</u>)により、金融商品取引業者はお客様に金融商品をご購入いただく際に、<u>金融サービス提供法</u>で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとなりました。これに伴い、当社としては取扱っている商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご熟読の上、それぞれの商品をご購入下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>「<u>金融商品の販売等に関する法律</u>」(<u>金融商品販売法</u>)により、金融商品取引業者はお客様に金融商品をご購入いただく際に、<u>金融商品販売法</u>で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとなりました。これに伴い、当社としては取扱っている商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご熟読の上、それぞれの商品をご購入下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>(省略)</p>

以上

1